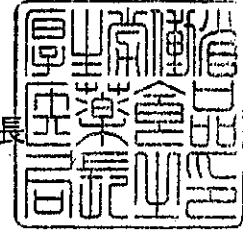


薬食発第 0913001 号  
平成 18 年 9 月 13 日

都 道 府 県 知 事 殿  
各 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令及び  
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行  
について ( 通知 )

平成 18 年 9 月 13 日政令第 293 号をもって、麻薬及び向精神薬取締法施行令 ( 昭和 28 年政令第 57 号。以下「施行令」という。 ) 及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 ( 平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。 ) 等が、また平成 18 年 9 月 13 日厚生労働省令第 160 号をもって、麻薬及び向精神薬取締法施行規則 ( 昭和 28 年厚生省令第 14 号。以下「施行規則」という。 ) が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

### 第 1. 改正要旨

#### 1. 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれの確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ① 1-(3-クロロフェニル)ピペラジン
- ② 2, 4, 5-トリメトキシ- $\alpha$ -メチルフェネチルアミン

また、次に掲げる物質については、麻薬と比較すると少ないものの有害作用があり、濫用のおそれがあることから、第一種向精神薬として指定するため、施行令及び指定政令を改正するとともに、自己の疾病の治療の目的で携帯輸出入することが可能な向精神薬として、携帯輸出入することが可能な分量と併せて定めるため、施行規則を改正したものである。

- ① 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド

(別名モダフィニル)

## 2. 改正の内容

(1) 次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第一条関係)

- ① 1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
- ② 2, 4, 5-トリメトキシ- $\alpha$ -メチルフェネチルアミン及びその塩類

(2) 次の物質を第一種向精神薬に指定したこと。(施行令第三条及び指定政令第三条関係)

- ① 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類

(3) 次の向精神薬を自己の疾病の治療の目的で携帯輸出入することが可能なものとして、携帯輸出入することが可能な分量と併せて定めたこと。(施行規則別表第1関係)

名称 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド(別名モダフィニル)、その塩類及びこれらを含む物  
分量 6グラム

## 3. 施行期日

公布の日(平成18年9月13日)から起算して30日を経過した日(平成18年10月13日)から施行するものであること。

## 第2 留意事項(麻薬関係)

- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質(以下「麻薬指定物質」という。)を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」という。)による規制を受けることとなるので、施行日までにはあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、平成18年10月13日現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられた

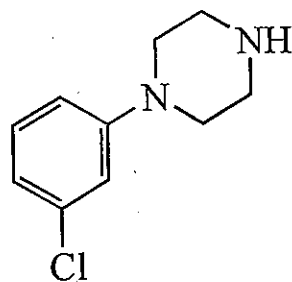
いこと。

### 第3 留意事項（向精神薬関係）

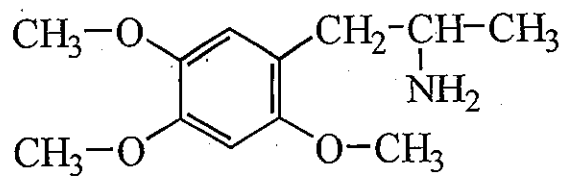
- ① 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般第一種向精神薬に指定される物質（以下「第一種向精神薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻向法による規制を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ向精神薬輸入業者等の免許取得、向精神薬試験研究施設設置者の登録等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に向精神薬輸入業者等の免許を取得している者等が、第一種向精神薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している第一種向精神薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

### 第4 物質の構造式等

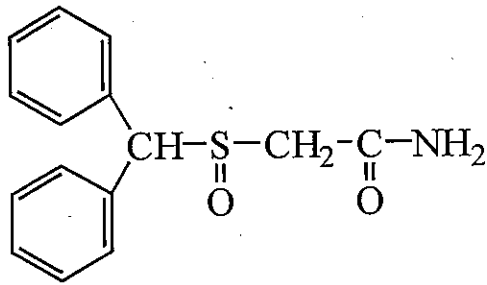
- ① 化学名：1-(3-クロロフェニル)ピペラジン  
俗 称：3CPP  
構 造：



- ② 化学名：2,4,5-トリメトキシ- $\alpha$ -メチルフェネチルアミン  
俗 称：TMA-2  
構 造：



- ③ 化学名：2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド  
 別名：モダフィニル  
 構造：



## 政令第二百九十三号

麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の九第一項、別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 二―「（ジフェニルメチル）スルフィニル」アセタミド（別名モダフィニル）及びその塩類

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第二条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十二号を第七十四号とし、第四十一号から第七十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号

を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 二・四・五トリメトキシシアーメチルフェネチルアミン及びその塩類

第一条中第三十九号を第四十号とし、第十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 一 (三)クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類

第三条中第六十九号を第七十号とし、第五十号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十 二 「(ジフェニルメチル)スルフィニル」アセタミド (別名モダフィニル) 及びその塩類

(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の一部改正)  
第三条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令 (平成十八年政令第五十九号) の一部を次のように改正する。

第一条第八号の次に一号を加える改正規定中「第八号」を「第九号」に、「九 二 (三)クロロフェニル)一 (二) (メチルアミノ)シクロヘキサノン (別名ケタミン) 及びその塩類」を「十 二 (三)クロ

ロロフェニル)―ニ―(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」に改める。

附則ただし書中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(第一種向精神薬)            第三条 法第五十条の九第一項の政令で定める向精神薬は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 二一「(ジフェニルメチル)スルフィニル」アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類</p> <p>五〜九 (略)</p>	<p>(第一種向精神薬)            第三条 法第五十条の九第一項の政令で定める向精神薬は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四〜八 (略)</p>



○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 一（三クロロフェニル）ピペラジン及びその塩類</p> <p>十一～四十一 （略）</p> <p>四十二 二・四・五トリメトキシアールメチルフェネチルアミン及びその塩類</p> <p>四十三～七十四 （略）</p> <p>（向精神薬）</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一～四十九 （略）</p> <p>五十 二「（ジフェニルメチル）スルフィニル」アセタミド（別名モダフィニル）及びその塩類</p> <p>五十一～七十 （略）</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十～四十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十一～七十二 （略）</p> <p>（向精神薬）</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一～四十九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十～六十九 （略）</p>

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。</p> <p>十 二一（ニークロロフェニル）―二一（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類</p> <p>附則</p> <p>この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、<u>第一条第九号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。</u></p>	<p>内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、<u>第八号の次に次の一号を加える。</u></p> <p>九 二一（ニークロロフェニル）―二一（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類</p> <p>附則</p> <p>この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、<u>第一条第八号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。</u></p>

○厚生労働省令第六十号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の八第二号及び第五十条の十一第二号の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月十三日

厚生労働大臣 川崎 二郎

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一種向精神薬の項中

三・七―ジヒドロ―・三―ジメチル―七―〔二―〕〔 $\alpha$ ―メチルフェネチル〕アミノ〕エ チル〕―H―プリン―二・六―ジオン（別名フェネチリン）、その塩類及びこれらを含む する物	三 g
--	--------

を

三・七―ジヒドロ―・三―ジメチル―七―〔二―〕〔 $\alpha$ ―メチルフェネチル〕アミノ〕エ チル〕―H―プリン―二・六―ジオン（別名フェネチリン）、その塩類及びこれらを含む	三 g
---	--------

する物

二―「(ジフェニルメチル)スルフィニル」アセタミド(別名モダファイニル)、その塩類及  
びこれらを含む物

六g

改める。

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

に

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第二十七条及び第三十条関係）

別表第一（第二十七条及び第三十条関係）

第一種 向精神 薬		
(略)	三・七―ジヒドロ―・三― ジメチル―七―〔二―〕（ $\alpha$ ―メチルフェネチル）アミノ ―エチル〕―H―プリン― 二・六―ジオン（別名フェネ チリン）、その塩類及びこれ らを含むする物	(略)
(略)	二―〔（ジフェニルメチル） スルフィニル〕アセタミド（ 別名モダフィニル）、その塩 類及びこれらを含むする物	六g
(略)		(略)

第一種 向精神 薬		
(略)	三・七―ジヒドロ―・三― ジメチル―七―〔二―〕（ $\alpha$ ―メチルフェネチル）アミノ ―エチル〕―H―プリン― 二・六―ジオン（別名フェネ チリン）、その塩類及びこれ らを含むする物	(略)
(略)		三g
(略)		(略)